

社会保険 いわて

11月

奇数月発行 / 2019No.798

- 70歳到達時の被保険者等の届出が一部省略となります
- 職場のヘルスアップサポートの案内について
- 高額療養費制度を利用する8割の方が
限度額適用認定証を使用しています!
- 11月は「ねんきん月間」
- 労働Q&A
- 社会保険協会からのお知らせ
- 12月・1月の出張相談所日程

「自然と工芸の二重町浄法寺町」

国産最高級のうるしの産地として有名な浄法寺町。そのうるしを使った漆器を揃える滴生舎に馬仙峡や高田原など多くの自然から生まれた特産品が豊富。岩手県北の素朴で奥深い町で静かであらゆる時間を楽しく過ごせます。



画と文 / 千葉てるお



一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ…<http://www.syahokyo-iwate.com/>
日本年金機構ホームページ……………<http://www.nenkin.go.jp/>
協会けんぽホームページ……………<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

70歳到達時の被保険者等の届出が一部省略となります。

厚生年金保険の適用事務にかかる事業主の事務負担の軽減を図るため、平成31年4月より、被保険者の方が70歳に到達した際にご提出いただく「厚生年金保険被保険者資格喪失届及び厚生年金保険70歳以上被用者該当届」(以下「70歳到達届」という。)の取扱いが変更となっています。

《70歳到達届にかかる取扱い》



現行の事務	被保険者の70歳到達月の前月に、日本年金機構から事業主宛てに「届出提出のご案内」及び「70歳到達届(用紙)」を送付し、70歳到達日(誕生日の前日)から5日以内に、事業主が日本年金機構へ70歳到達届を提出。(事業主からの届出が必要)	
改正後の事務	標準報酬月額の変更なし	標準報酬月額の変更あり
	<p>» Point①</p> <p>日本年金機構において70歳到達届の処理を行った上で、事業主へ、「資格喪失確認通知書」等^(※1)を送付します。 (事業主からの届出は不要)</p>	<p>» Point②</p> <p>これまでと同様に、70歳到達日から5日以内に、事業主は、日本年金機構へ70歳到達届を提出してください。</p>

※1 「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「厚生年金保険70歳以上被用者該当届および標準報酬月額相当額のお知らせ」

» Point① 解説

要件に該当する方の届出が不要となります。

次の要件1及び2の両方に該当する被保険者の方について、事業主からの70歳到達届の届出が不要(届出省略)となり、日本年金機構において、厚生年金保険の資格喪失処理等を行います。

【届出省略の要件】

- 要件1：70歳到達日の前日以前から適用事業所に使用されており、70歳到達日以降も引き続き同一の適用事業所に使用される被保険者
- 要件2：70歳到達日時点の標準報酬月額相当額^(※2)が、70歳到達日の前日における標準報酬月額と同額である被保険者

※2 70歳到達日時点において、70歳以上被用者に支払われる報酬月額(通貨・現物によるもの合計額)を、標準報酬月額に相当する金額に当てはめた額となります。

» Point② 解説

標準報酬月額に変更がある方は、引き続き届出が必要です。

70歳到達日時点の標準報酬月額相当額が、70歳到達日の前日における標準報酬月額と異なる被保険者の方については、70歳到達日から5日以内に、管轄の事務センターまたは年金事務所へ、引き続き「70歳到達届」^(※3)をご提出ください。

※3 これまでと同様に、被保険者が70歳に到達する月の前月に、日本年金機構から事業主へ、対象被保険者の氏名等を印字した「70歳到達届」の用紙をお送りいたします。



■70歳到達届の届出要否の確認方法等について

《例：従前の標準報酬月額が280千円である場合》

確認Point

被保険者の従前の標準報酬月額に基づき、報酬月額を印字しています。70歳到達日時点の標準報酬月額相当額が、当該欄に記載されている金額と異なる場合は、70歳到達日から5日以内に、70歳到達届を提出してください。
※届出の際は、印字されている金額を二線抹消の上、70歳到達日時点の報酬月額を記入してください。

《届出時の記載例(70歳到達時：320千円)》

⑨(通貨)	320,000	⑩(合計⑨+⑪)	280,000
⑪(現物)	0		320,000

⑥ 70歳到達 (厚生年金保険のみ喪失)

⑨(通貨)	280,000	⑩(合計⑨+⑪)	280,000
⑪(現物)	0		0



(注1) 「⑨報酬月額」欄の金額は、被保険者が70歳に到達する月の前月19日時点の情報です(標準報酬月額を報酬月額に変換して、印字しています)。前月20日以降に、標準報酬月額の改定があった場合は、改定後の標準報酬月額に基づき、確認してください。

(注2) 標準報酬月額を報酬月額に変換する際は、「現物によるものの額」の支給の有無に関わらず、全額を「通貨によるものの額」に計上した上で印字しています。

社会保険いわて9月号の3ページ、「扶養親族等申告書が送付されます」の記事に誤りがございましたので、以下の通り訂正させていただきます。

扶養親族等申告書とは、雑所得となる老齢年金に課税する所得税および復興特別所得税の計算を行うために必要なものです。

申告書を提出することで該当する控除が受けられます。申告書を提出しなかった場合は、各種控除を受けることができませんので、該当する控除分、所得税が多く源泉徴収される場合があります。

なお、税制改正により令和2年分以降の扶養親族等申告書については、提出した場合と提出しなかった場合で、所得税率に差がなくなりました。そのため、各種控除の適用を受けない方は、申告書を提出しなかった場合でも、提出した場合と比べ、所得税が多く源泉徴収されることはありませんので、申告書の提出は不要です。

職場のヘルスアップサポートの案内について

協会けんぽ岩手支部では、職場の健康づくり、職場のヘルスアップに取り組みたいと考えている事業所様が、気楽に始められるツールを各種取り揃えました。

「何かしたいけどなにかから取り組んだらいいかわからない…」 「担当になったけど、一人では始めるのは大変そう…」 というお悩みをサポートします。



■お申込みいただける要件

以下の①～④の条件を満たす事業所様

- ① いわて健康経営宣言済みである
- ② 健康保険委員登録済みである
- ③ 生活習慣病予防健診を受診または事業者健診データを提供している
- ④ 直近の健診結果で特定保健指導を受けている(または予定している)

※これから登録、利用される場合も可

※詳細は「協会けんぽ岩手支部ホームページ」→「健康づくり」→「職場のヘルスアップサポートについて」をご覧ください。

■各種メニュー

1、Happinessプラス新聞(社内報)の発行支援

2、職場でできる簡単な運動支援(実技DVDの貸出)

①メタボ予防(44分) ②筋トレ(45分)

3、禁煙チャレンジ支援(講話およびスモーカーライザー体験)

4、女性の健康支援(乳房触診模型利用～女性のがんについて～)

5、減塩の取り組み支援(講話および塩分測定体験)

6、健康講座の開催(ご希望の場所に伺います)

Happinessプラス新聞
見本



健康講座のテーマ

- | | |
|---|----------------|
| 1 | 健診結果の見方 |
| 2 | 生活習慣病と予防 |
| 3 | 食生活の整え方 |
| 4 | 職場でできる運動・ストレッチ |
| 5 | 禁煙 |
| 6 | 上手なお酒の飲み方 |
| 7 | 栄養教室、減塩の取り組み |

■お申込み方法

◎開催希望の2カ月前にお申し込みください。※お急ぎの場合は電話でご相談ください。

◎「申込み用紙※」に 希望される内容、日時など必要事項をご記入のうえ、下記まで 郵送またはFAXでお申し込みください。岩手支部からご連絡をさせていただきます。

※申込み用紙は、「協会けんぽ岩手支部ホームページ」→「健康づくり」→「職場のヘルスアップサポートについて」をご確認ください。

◎お電話でもご説明いたしますので気軽にお問合せください。

■お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ) 岩手支部

〒020-8508 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル2階

☎019-604-9089 FAX019-604-9117 HP: <https://www.kyoukaikenpo.or.jp>



高額療養費制度を利用する

8割の方が

限度額適用認定証を使用しています!

限度額適用認定証とは、70歳未満の方が入院や通院で医療費が高額になる場合に、窓口でのお支払いを「自己負担限度額」までに抑え、一時的な金銭的負担と後々の手続きの軽減ができるものです。



Q よく耳にする高額療養費と限度額適用認定証は何が違うの?

A 高額療養費は、医療機関の窓口で高額なお金を支払った後の申請。
限度額適用認定証は、医療機関の窓口で高額なお金を支払う前の申請です。

70歳未満の方が限度額適用認定証を医療機関窓口で提示した場合、自己負担限度額は被保険者の所得区分によって下記の表のとおり分類されます。

被保険者の所得区分	自己負担額	多数該当 ^{※3}
区分 ア(標準報酬月額83万以上)	252,600円+(総医療費 ^{※1} -842,000円)×1%	140,100円
区分 イ(標準報酬月額53万~79万円の方)	167,400円+(総医療費 ^{※1} -558,000円)×1%	93,000円
区分 ウ(標準報酬月額28万~50万円)	80,100円+(総医療費 ^{※1} -267,000円)×1%	44,400円
区分 エ(標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円
区分 オ(低所得者) ^{※2} (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400円	24,600円

※1 総医療費とは保険適用される診療費用の総額(10割)です。

※2 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。ただし、「区分ア」または「区分イ」の方は対象外です。

※3 療養を受けた月以前の1年間に、3か月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、4か月目から「多数該当」の自己負担限度額が適用になり、自己負担が軽減されます。

■窓口負担イメージ

◎1か月の総医療費(10割): 100万円

◎所得区分: 70歳未満 区分エ(標準報酬月額26万円以下の方)

◎窓口負担割合: 3割



例えば...

限度額適用認定証を提示しない場合 **300,000円(3割負担)**を医療機関窓口で支払い、後日高額療養費を申請することにより、**242,400円**が払い戻されます。
(※支払完了まで3~4か月の期間を要します)

限度額適用認定証を提示した場合 **57,600円(自己負担限度額)**を支払い、高額療養費の申請が不要となります。

注意

70歳以上75歳未満の方の場合、「高齢受給者証」が限度額適用認定証の代わりになりますので申請書の提出は不要です。(ただし、低所得者および現役並み所得者[標準報酬月額28万~79万円の方]を除く)

あらかじめ高額な医療費がかかる事が予想される場合は、
事前に限度額適用認定証を申請しましょう!

【お問い合わせ】 協会けんぽ岩手支部 業務グループ ☎019-604-9070(直通)

11月は「ねんきん月間」、 11月30日(いいみらい)は「ねんきんの日」です。

●日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆様にご理解を深めていただくための普及・啓発活動を行っています。

主な活動例は、以下のとおりです。

- ◆市役所・町役場、商業施設等で「出張年金相談窓口」を開設し、年金相談を実施
- ◆大学・高校などの教育機関や事業所等で、年金事務所職員による「年金セミナー」や「年金制度説明会」を開催
- ◆公的年金制度とのかかわりについて「わたしと年金」をテーマにしたエッセイの優秀作品の発表
- ◆年金委員功労者の表彰式

●11月30日(第5土曜日)は、年金事務所を開所し、年金相談を行います。予約制を実施していますので、お電話によるご予約のうえ、ご来所ください。

開所時間：午前9時30分～午後4時 予約専用受付電話：0570-05-4890

●11月30日は、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、老後の生活設計に思いを巡らしていただく「ねんきんの日」です。

ぜひ、この機会に「ねんきんネット」をご利用いただき、ご自身の年金記録の定期的な確認や年金見込額を試算してください。「ねんきんネット」のご利用登録は、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)からお願いします。

なお、「ねんきんネット」のご利用にあたってはアクセスキーが必要です。

アクセスキーをお持ちでない方は、お気軽にお近くの年金事務所へお問い合わせください。



「ねんきん月間」の期間中は、下記のマーク等を付したポスターの掲示やチラシの配布を行っています。

11月は

ねんきん月間

です

年金保険料、納めていますか？
この機会に年金加入状況の確認を！

日本年金機構は厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を行います。

いいみらい
11月30日は
年金の日

労働Q&A

ご存知でしたか？ 同一労働同一賃金

令和2年4月(中小企業等においては令和3年4月)より、雇用形態または就業形態に関わらない同一労働同一賃金の実現に向けてパートタイム・有期雇用労働法が施行されます。



Q1. なぜパートタイム・有期雇用労働法が新たに施行されるのでしょうか？

A1. これまでも均等・均衡待遇を確保するための法律として、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法がありましたが、それぞれで規定が異なり、パートタイム・有期雇用労働者(非正規労働者)が納得して働くことのできる待遇を確保するには不十分でした。そこで、包括的に同一労働同一賃金を義務づける法制度が必要となりました。

Q2. 同一労働同一賃金とは、どのようなものなのでしょうか？

A2. 同一労働同一賃金は、それぞれの企業における通常の労働者(正規労働者)とパートタイム・有期雇用労働者(非正規労働者)との待遇差を改善するものです。

●ポイント

同一労働同一賃金により待遇差を改善するために、均等待遇、均衡待遇を確保することが必要です。待遇とは、基本給、賞与、諸手当その他の待遇(休暇、福利厚生、教育訓練などすべての労働条件)をいいます。

①均等待遇(差別的取扱いの禁止)

正規労働者と非正規労働者の間で、職務の内容(業務の内容と責任の程度)と職務の内容・配置の変更の範囲(人事異動や本人の役割の変更)が同一である場合には、待遇について同じ取扱いをする必要があります。ただし、能力や経験等の違いによるものは認められます。

②均衡待遇(不合理な待遇差の禁止)

正規労働者と非正規労働者の間で、職務の内容、職務の内容・配置の変更の範囲、その他の事情が異なる場合、その違いに応じた待遇とする必要があります。



Q3. 同一労働同一賃金について、会社はどのように取り組めばよいのでしょうか？

A3. 同一労働同一賃金を導入するために、労働者の雇用形態と待遇を確認し、その関係を明らかにすることが必要です。そこから、職務内容を明確化し、能力等の公正な評価をしていくことが考えられます。

厚生労働省では、「職務分析マニュアル」や「不合理な待遇格差解消のための点検・検討マニュアル」を公開していますので、参考にしてください。

【提供：岩手県社会保険労務士会】

ささいな事でもお気軽にどうぞ！

詳しくはお近くの
社会保険労務士にご相談ください。

ホームページ▶ <http://www.iwate-sr.jp>



社会保険協会からのお知らせ

■研修事業

○令和元年度「社会保険実務研修会」が終了しました。

社会保険事務担当者を対象とした「社会保険実務研修会」が、去る9月3日(火)滝沢市「ビッグルーフ滝沢」、9月10日(火)一関市藤沢町「藤沢市民センター」、9月20日(金)二戸市「二戸パークホテル」の3会場で行われました。初めての会場となった「ビッグルーフ滝沢」では定員50名を大幅に上回る受講申込みがあり満席での開催となりました。また、4年ぶりの会場となった「藤沢市民センター」では活発な質問が出るなど盛会のうちに終了しました。

今年度の「社会保険実務研修会」の研修内容は、年金では「60歳以後の年金額調整のしくみ」、健康保険の給付では「出産時の届出」そして「雇用保険の事務手続」をテーマに行われ、7月に実施された花巻市、釜石市、奥州市の各会場をあわせ今年度予定された全6会場での「社会保険実務研修会」のすべてが終了しました。

○令和元年度第2回「ビジネスセミナー」が行われました。

経営者、管理者および労務担当者の方々を対象に実施している「ビジネスセミナー」が去る10月17日(木)、釜石市「釜石・大槌地域産業育成センター」大会議室で行われました。

今年度第2回目となるビジネスセミナーでは、4月から施行された働き方改革関連法について、経営者をはじめ労務担当者の関心が非常に高くなっていることから、テーマを「分かりやすくすぐ役立つ働き方改革への対応と労務管理の具体策」と題して、社会保険労務士 崎山美智穂氏 を講師に迎え行われました。

「具体的に何がどう変わったの?」「何をどう準備すればいいの?」「就業規則の変更はどうすればいいの?」「すぐ使えるツールが欲しい」「他社はどんな取り組みをしているのか知りたい」「助成金の具体的な活用方法を教えてほしい」などの疑問・質問に分かりやすく解説し盛会のうちに終了しました。

なお、第3回目の「ビジネスセミナー」を令和2年2月に盛岡市での開催を予定しています。詳細については令和2年1月号の広報誌「社会保険いわて」の発行にあわせてご案内いたします。

■健康づくり事業

○令和元年度「ゴルフ大会」が行われました。



当協会会員事業所を対象とした健康づくり事業「第7回ゴルフ大会」が、去る9月28日(土)、盛岡南ゴルフ倶楽部ゴルフコースで行われました。

時折薄日がもれる秋の一日、エントリーした33名の皆さんが日頃の成果を存分に発揮され心地良い汗を流していました。

競技終了後には表彰式を兼ねたレセプションが行われ、秋の味覚溢れる賞品が埋め尽くす中、異業種企業間の交流やゴルフ談議に花を咲かせていました。

(協会 山内)

年金相談のご案内

○県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長 ②第2土曜日は、休日相談日9:30~16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。

※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代) 一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代) 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代)

花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代) 二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代)

年金出張相談所

会場		12月	1月	時間	会場		12月	1月	時間
盛岡	八幡平市役所(多目的ホール)	12(木)	9(木)	10:00~15:30	一関	陸前高田市役所	12(木)	1月はお休みです	10:30~15:30
	ゆはず交流館(岩手町)	18(水)	15(水)	10:00~15:30		大船渡市役所	18(水)	23(木)	10:30~15:30
	葛巻町役場	25(水)	1月はお休みです	11:00~15:00		奥州市役所	12月はお休みです	9(木)	10:00~15:00
	紫波町役場	12月はお休みです	22(水)	10:00~15:30		江刺生涯学習センター(江刺)	5(木)	1月はお休みです	10:00~15:00
二戸	久慈市文化会館(アンバーホール)	9(月)	15(水)	10:30~16:00	喜花	青葉ビル第1・2研修室(釜石市)	12(木)	16(木)	10:00~15:30
		25(水)	27(月)	10:30~16:00		遠野市役所	5(木)	9(木)	10:30~15:30

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。